

## 伏木富山港港湾脱炭素化推進協議会 設置要綱（案）

## （趣旨）

第 1 条 国際物流の結節点かつ産業拠点である伏木富山港の脱炭素化を推進するため、富山県が作成する「伏木富山港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）に対し、港湾関係者の意見及び脱炭素化の取組を反映させるとともに、計画に基づき事業等を実施する際に、必要に応じ関係者間で協議を行うため、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 50 条の 3 第 1 項の規定に基づき、伏木富山港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の作成及び変更に関すること
- （2）計画に基づき実施される事業に関すること
- （3）計画の達成状況の評価に関すること
- （4）その他目的達成に必要な事項

## （構成）

第 3 条 協議会は、法第 50 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 協議会の座長は富山県土木部長とする。
- 3 構成員等の追加等は、事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （会議）

第 4 条 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第 50 条の 3 第 3 項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第 50 条の 3 第 4 項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第 50 条の 3 第 6 項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

## （協議会の取扱い）

第 5 条 協議会は、構成員である企業の情報を取り扱うことや自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局

が行う。

4 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第6条 協議会の構成員及び参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第7条 協議会に係る事務は、富山県が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

伏木富山港港湾脱炭素化推進協議会構成員名簿（案）

（順不同）

（構成員）

株式会社アイ・テック  
中越パルプ工業株式会社  
日本海ガス絆ホールディングス株式会社  
日本海石油株式会社  
日本曹達株式会社  
伏木富山港港湾運送事業協同組合  
伏木万葉埠頭バイオマス発電合同会社  
北酸株式会社  
北陸電力株式会社  
三菱ケミカル株式会社  
富山県商工会議所連合会  
一般社団法人富山県トラック協会  
東亜合成株式会社  
日本ゼオン株式会社  
JFE ミネラル株式会社  
富山住友電工株式会社

（行政関係者）

富山市  
高岡市  
射水市  
国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部  
国土交通省 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所

（オブザーバー）

一般社団法人富山水素エネルギー促進協議会  
経済産業省 中部経済産業局  
国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局  
出光興産株式会社  
ENEOS株式会社  
三協立山株式会社

（事務局）

富山県 土木部 （港湾課）  
富山県 知事政策局 （成長戦略室 CN 推進課）  
富山県 商工労働部 （商工企画課）